

対内直接投資審査制度について

令和7年9月30日

財務省国際局

1. 令和元年外為法改正等について
2. 対内直接投資審査制度を取り巻く環境
3. 足下の執行状況等

2019（令和元）年外為法改正の主な内容

日本経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していくことを目的とし、事前届出免除制度を導入し、事前届出の対象を見直す等の改正を行った（2020年5月8日施行）。

問題のない投資の一層の促進

1. 取得時事前届出免除制度の導入

- 一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の株式等取得時事前届出の閾値引下げ
- 役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について、行為時事前届出を導入

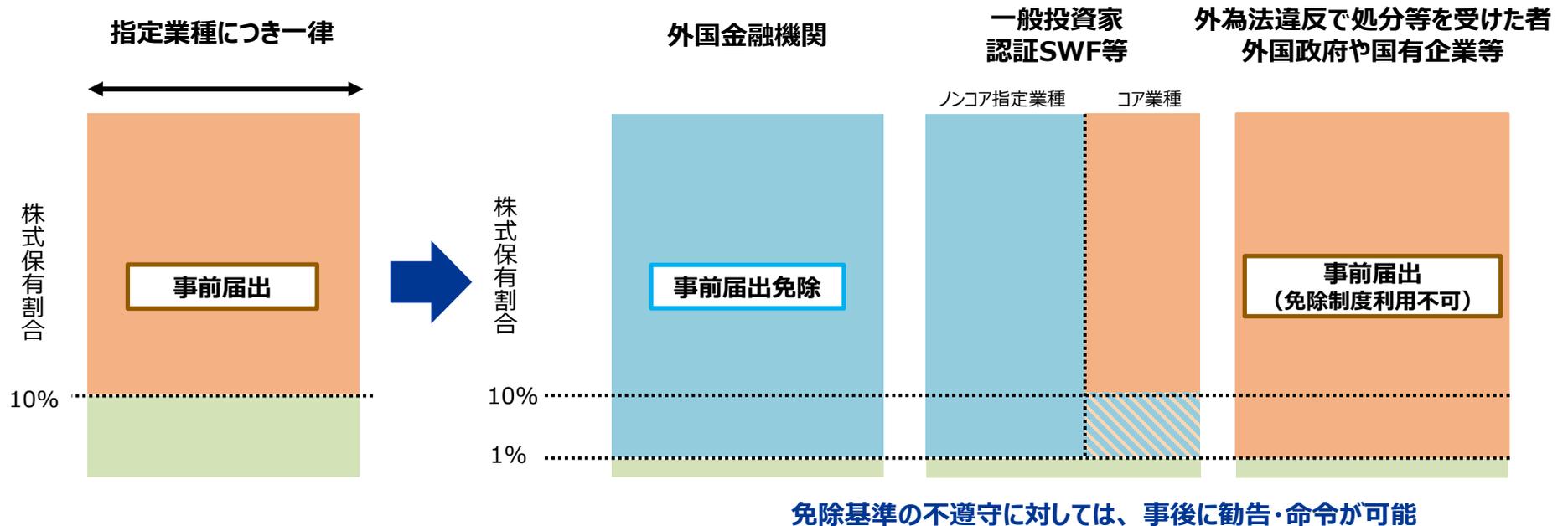
3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

※附則において、改正法の施行から5年を経過した後に改正外為法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討の上、必要な措置を講ずることを規定。

（参考）2019年改正法の国会での審議においては、「安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努めるとともに、実効的かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること」等を内容とする附帯決議がなされている。

(参考) 2019 (令和元) 年改正 : 株式等取得時事前届出免除制度の導入

- 上場会社等の株式等取得時の事前届出について、閾値を10%→1%に引き下げ。
- 同時に、一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除。他方で、事後報告や勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。



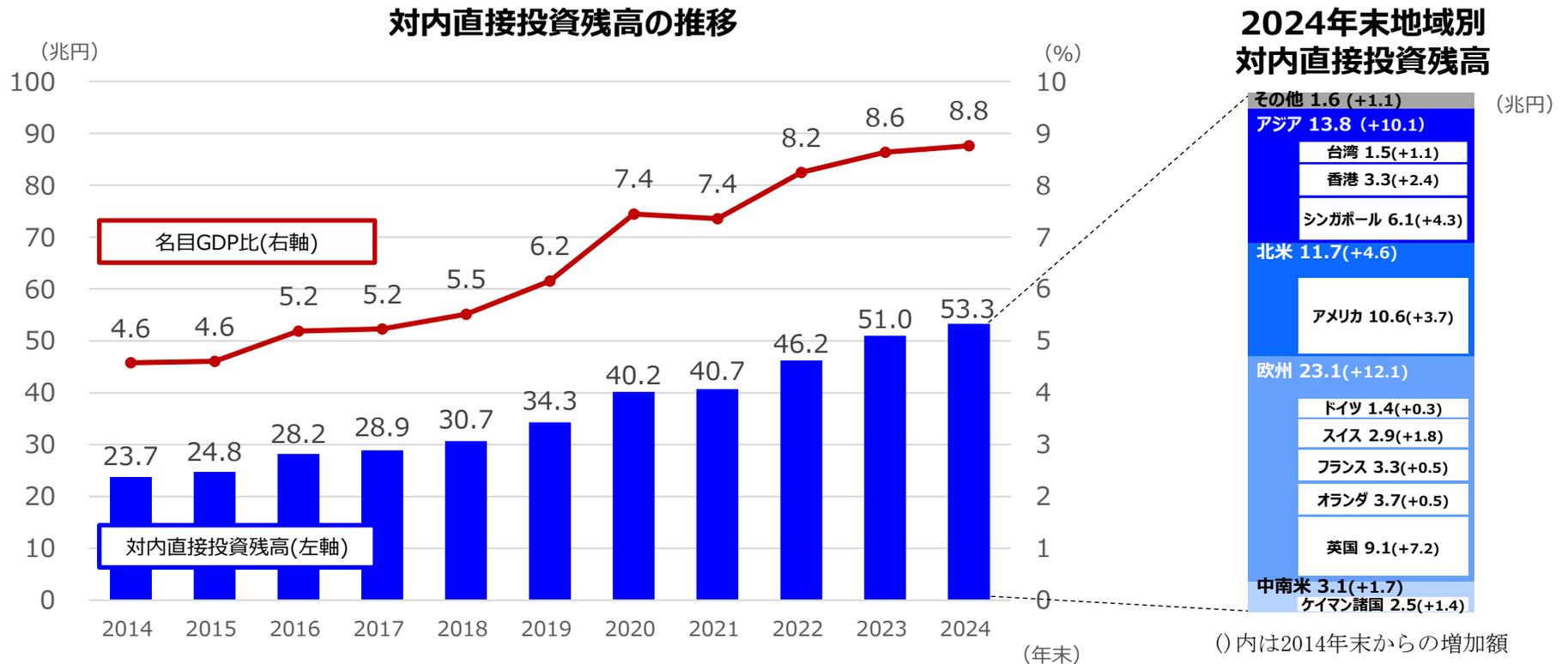
(参考) 会社法等における株式保有割合の閾値

- 1% : 会社法上の株主総会における議題提案権
- 3% : 会社法上の株主総会招集請求権
- 5% : 金融商品取引法上の大量保有報告義務
- 10% : 会社法上の解散請求権
- 3分の1 : 株主総会の特別決議を単独で阻止可能

1. 令和元年外為法改正等について
2. 対内直接投資審査制度を取り巻く環境
3. 足下の執行状況等

対内直接投資促進の取組

- 2024 年末時点の対日直接投資残高は 53.3 兆円となり、2014 年末の 23.7 兆円から **10年間で 2倍以上に増加**。
- **健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題**。「経済財政運営と改革の基本方針2025」（2025年6月13日閣議決定）において、対日直接投資残高を「**2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指す**」こととされている。



(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」

(注) 図中の対内直接投資はIMF国際収支マニュアル第6版の基準に基づいたものであり、外為法の対内直接投資等・特定取得とは定義が異なる。

国内外での経済安全保障に係る取組

国内の取組

- 2022年、**経済安全保障推進法が成立**。国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要物資を「**特定重要物資**」として**指定**し、安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援する制度を整備。
→ 対内直接投資審査制度においても、**特定重要物資等に係る製造業等を指定業種**に追加。
- 「**国家安全保障戦略**」(2022年12月閣議決定)において、**技術育成・保全等の観点から、外為法の対内直接投資審査制度の更なる強化**について具体的な検討を進める旨記載。
- 2025年5月、外国政府等への技術・情報流出の懸念がある投資に対応するため、**政省令を改正し、外国政府等の情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家等による事前届出免除利用を制限**。

諸外国における取組

- 近年、**投資促進と安全保障を両立**する観点から、欧米各国では、**リスクの低い投資に係る規制・手続の簡素化**を推進するとともに、**投資審査に係る対応強化**が図られているところ。

米：2024年、対米外国投資委員会（CFIUS）の届出がなされていない取引に関する**情報収集権限の強化**や、**虚偽申告等に係る罰則の強化**等を内容とする最終規則を施行。2025年2月、大統領覚書「**米国第一の投資政策**」において、**同盟国からの投資を促進すると同時に、外国敵対者からの投資等を制限する方針**を公表。

EU：2025年5月、欧州議会が採択したEU投資審査規則の改正案では、**外国投資家がEU域内の子会社を通じて行う投資を規制の範囲に含めること**や、**加盟国から欧州委員会及び他の加盟国に通知すべき審査対象取引を限定**すること等を規定。また、加盟国が審査に当たり考慮しなければならない事項を示し、EU加盟国内での審査基準の調和を促進。

英：**国家安全保障・投資法**が2022年に施行。**国家安全保障上のリスクを生じさせた又は生じさせ得る投資等について、通知義務がないものであっても審査が可能**。2025年7月、**義務的通知の対象となる事業分野を定める規則改正**に関して、**12週間のコンサルテーション（意見募集）を開始**。AI関連については**対象を限定する一方、重要鉱物、データインフラについては対象を拡大**する等の見直しを予定。

加：2024年のカナダ投資法改正において、所管大臣が**国家安全保障審査中に暫定的な条件を付与する権限**を規定。

仏：2024年、重要原材料の採掘、加工、再利用に関する事業等について**事前審査の対象**に追加。

(参考) 2025年5月施行 政省令改正

- 外国政府等と同様のリスクを有する外国投資家に対する免除制度の適用関係について見直し、**新たに2種類の外国投資家の類型を創設**。
 - 外国政府との契約や外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家等（**特定外国投資家**）については、**すべての指定業種に係る投資について事前届出を求め**、
 - 外国政府との契約や外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている者に、実質的な意思決定を掌握されていると認められる投資家等（**特定外国投資家に準ずる者**）が**行う、特定コア事業者に係る投資**について、**事前届出免除制度の利用を不可**とした。

(赤字は本改正にて追加)

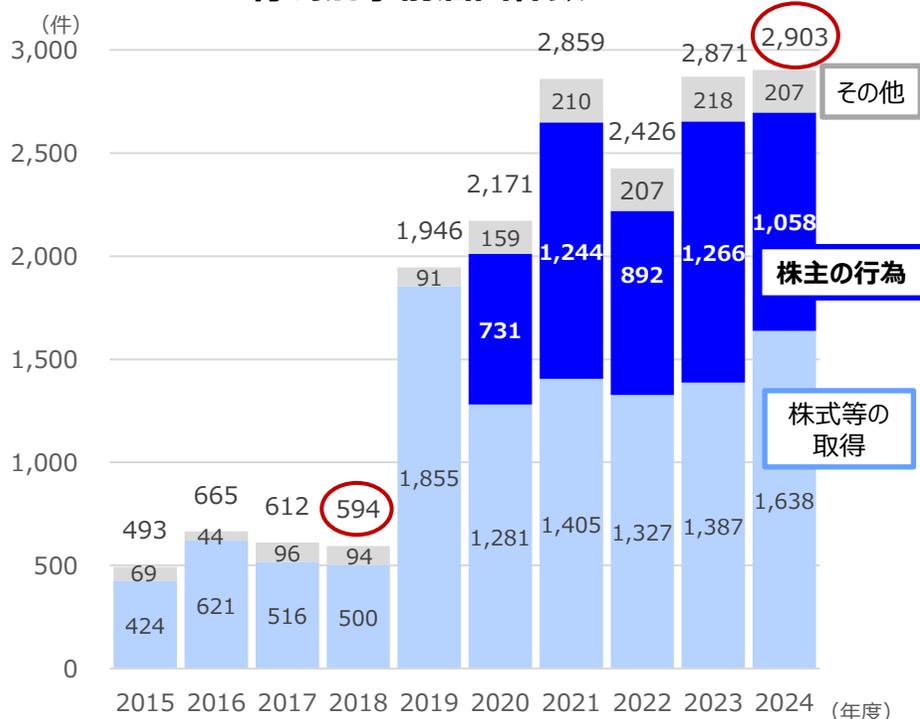
	外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、 特定外国投資家
非指定業種	事後報告			
コア以外の 指定業種	免除基準			事前届出 ※免除利用不可
コア業種		(10%未満) 上乗せ基準 事前届出 ※免除利用不可	(10%以上) 事前届出 ※免除利用不可	
特定コア事業者		(10%未満) 更なる上乗せ基準 事前届出 ※免除利用不可	(10%以上) 事前届出 ※免除利用不可	

1. 令和元年外為法改正等について
2. 対内直接投資審査制度を取り巻く環境
3. 足下の執行状況等

事前届出件数の推移

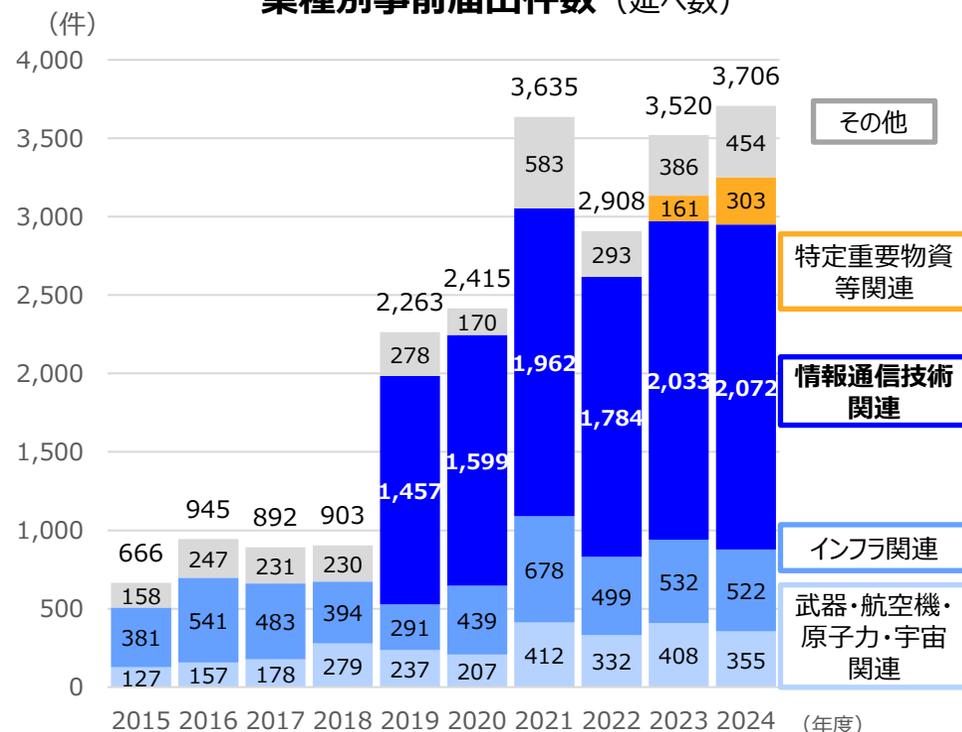
- 指定業種の追加（2019年8月適用開始）や、**役員選任の同意**をはじめとする**株主の行為**について事前届出の対象とした**2019年改正法**（2020年6月適用開始）の**影響により、届出件数は増加傾向**。2018年度と比較して、2024年度の届出件数は約5倍。
 （※）2019年改正法における事前届出の閾値引下げによって新たに届出対象となった、10%未満の議決権取得については、免除制度の導入もあいまって2024年度の届出件数は34件に留まっている。
- 2019年8月に指定業種に追加された**情報通信技術関連業種**（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）に係る届出が2024年度の届出の**56%と過半**を占めている。

行為別事前届出件数



(注) 「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別事前届出件数（延べ数）



(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。通信業は2019年度以降情報通信技術関連として分類。

(注2) 2020年度以降は株主の行為に係る事前届出を含む。

事前届出の審査

- **事前届出を受理してから30日を経過するまで**、外国投資家は届け出た投資等を行うことはできず（**投資禁止期間**）、その間、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当するか審査を実施。
- 問題のない投資は禁止期間を短縮しており、2024年度では**約30%を5営業日以内、約79%を2週間以内で審査終了**。平均審査期間は8.2営業日。**国の安全等を損なうおそれがないか精査を要する届出**については、**最大5か月まで禁止期間を延長可能**。
- 審査の過程で事実関係等の確認を行う中で、外国投資家が提出した事前届出を取り下げるケースも存在。その中には、対内直接投資等自体を取りやめるケースや、**国の安全等に係るリスクを軽減するための措置（※）を記載の上、改めて届出を提出するケース**等がある。
 - （※）外国投資家が、外国政府等からの影響を受けて国の安全等に係る事業に関与しないこと等、外国投資家の経営関与の在り方等について、国の安全等に係るリスクの軽減の観点から必要な内容を記載。
- 国の安全等を損なうおそれが認められる場合、内容の変更・中止の勧告・命令が可能。



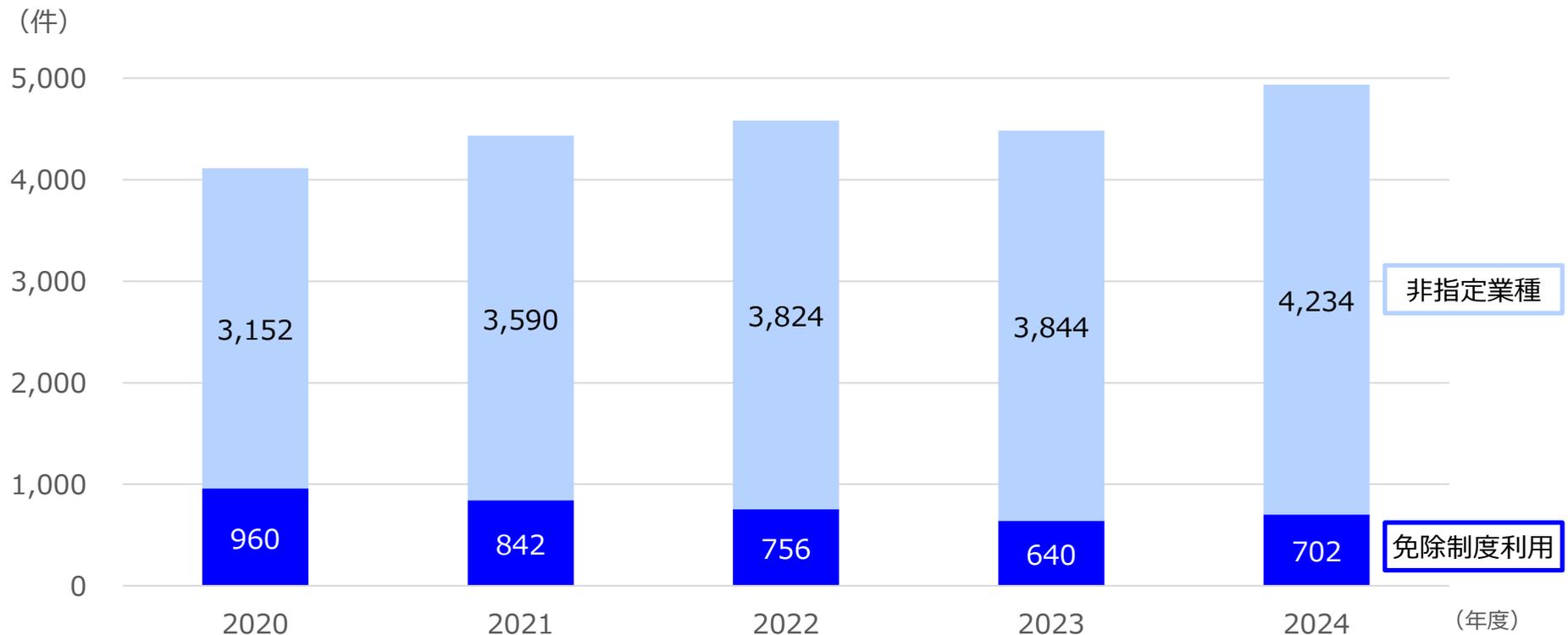
事前届出の取下げ件数の推移

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
242件	239件	274件	399件	363件

（注）平均審査期間は、届出が受理されてから審査終了が公示されるまでの平均日数であり、事前届出を取り下げた場合は含まない。

事後報告件数の推移

- 指定業種以外（**非指定業種**）を営む企業に対する一定の投資は、実施後に**事後報告を求めている**。
- また、**事前届出免除制度を利用して指定業種に対して投資を行った場合**にも、投資実行後 45 日以内に、免除基準遵守を誓約する旨等を記載した**事後報告を求めている**。



対内直接投資審査の適切な執行に向けた取組

執行体制の強化

- 財務省国際局に投資審査に関する**専門部署(投資企画審査室)**を設置(2020年)。
- 地方企業等に対する投資の動向にも目配せできるよう、地域経済の実態を把握する**財務局も活用**しながら、執行体制の強化を推進。

関係省庁・外国当局との連携

- 関係省庁と連携し、政府全体として**審査能力の底上げ**を図るとともに、**事後モニタリング**の実効性強化を推進。
- **外国当局との情報交換**の連携を推進。

外国投資家向けの情報発信

- 外国投資家が対内直接投資等の事前届出等の要否を判断する際の便宜のため、「**本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト**」を公表(2020年～)。全上場会社を対象とした任意の照会結果等に基づき、各上場会社の事前届出該当性に係る分類を掲載。
- 審査の透明性を確保する観点から、「財務省及び事業所管省庁が**審査に際して考慮する要素**」を公表(2020年)。
- 外為法・投資審査制度に係る**アニュアルレポート**を発行(2024年～)。

(参考資料)

外為法（外国為替及び外国貿易法）の概要

- **対外取引**（日本国内と海外との間の支払や各種取引）に関する**基本法**。
- 制定当初（1949年）は、外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引を原則禁止。段階的な自由化を経て、現在**対外取引は原則として自由**。
- 国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等、**経済制裁**を実施する法律としても機能。
- **安全保障の確保を目的とした投資規制**や**経済有事への対応**等、**対外取引の制御ツール**としての機能も提供。
- 外為法に基づく報告により収集されたデータは、**国際収支統計の作成**や**市場動向の把握**にも利用。

外為法の目的

第1条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の**対外取引が自由に行われることを基本**とし、対外取引に対し**必要最小限の管理又は調整**を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

原則・・・**対外取引が自由に行われることが基本**

例外・・・**必要最小限の管理又は調整**

- ① **経済制裁**：テロ資金供与や国際的な約束に違反する核兵器開発などに関する資金の遮断、資産凍結
- ② **投資規制**：防衛産業、原子力、水道、鉄道、ソフトウェアなど、国の安全等に関する産業について、海外資本による買収等に対し一定の制限
- ③ **経済有事への対応**：外国為替市場の急激な変動や急激な資本流出入により、マクロ経済への深刻な悪影響が生じるおそれがある場合に、一時的に資本取引等を制限

対内直接投資審査制度の概要

- 対外取引自由を原則としつつ、**外国投資家**が、国の安全の確保・公の秩序の維持・公衆の安全の保護・我が国経済の円滑な運営の観点から**指定される業種を営む日本法人**に対して、**投資等**を行う場合に、**事前届出**を求め、**財務大臣・事業所管大臣が審査を実施**。



対内直接投資等・特定取得

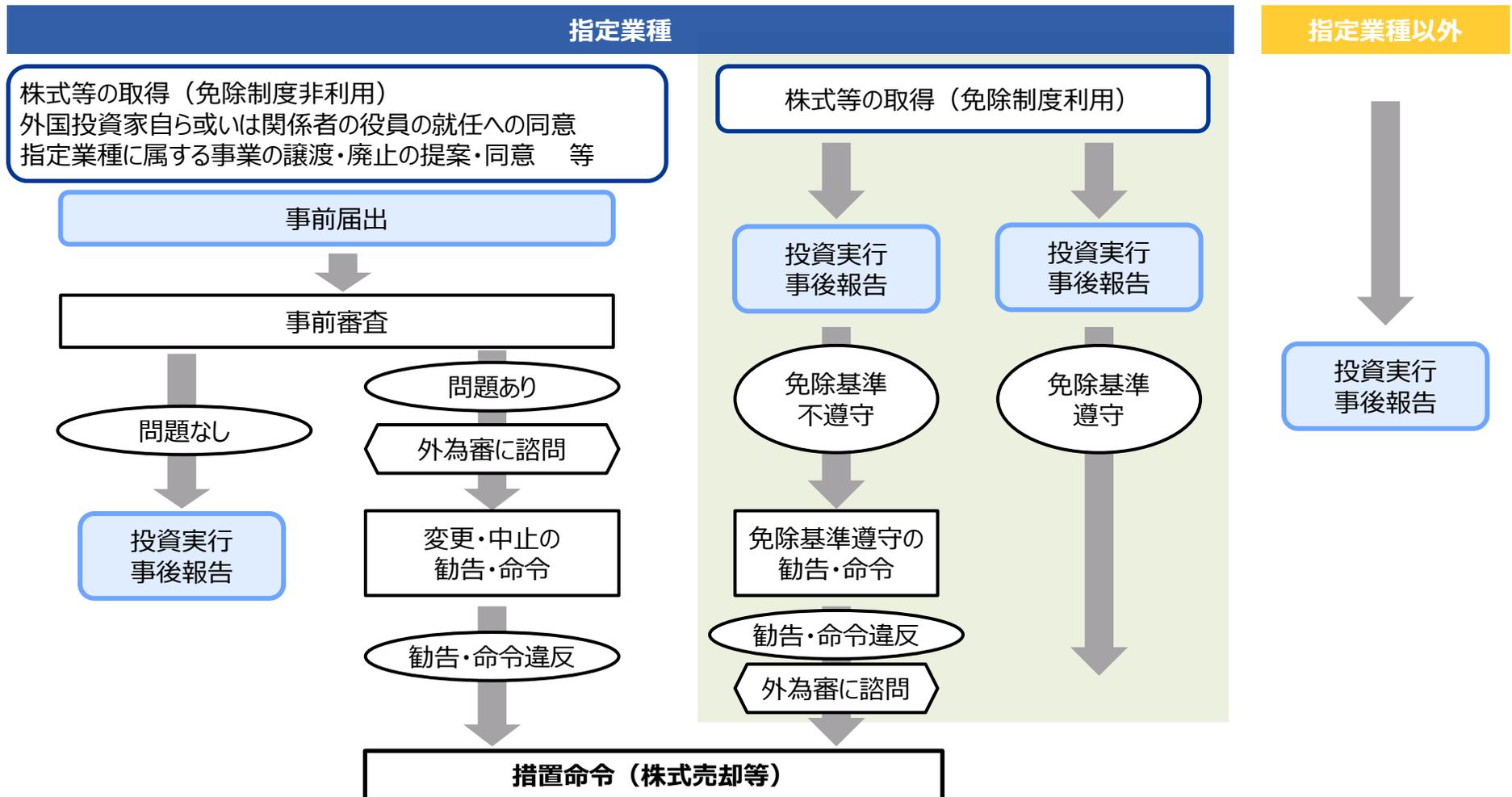
- ・ 株式・持分の取得
 - ・ 上場会社の総議決権の1%以上の取得
 - ・ 事業目的の実質的な変更、役員の就任等の経営上重要な事項に関して行う同意
 - ・ 支店等の設置等
 - ・ 償還期間が1年を超える金銭の貸付
 - ・ 事業の譲受け
- 等

外国投資家

- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- ③ ①・②に株式・議決権の過半数を保有されている会社
- ④ ①・②が50%以上出資する／業務執行組合員の過半数を占める組合等
- ⑤ ①が役員数の過半数を占める法人その他の団体

対内直接投資審査の全体像

- **指定業種**については、**原則として事前届出**を求め、審査を実施。**国の安全等に係る投資等に該当する場合には**、関税・外国為替等審議会の意見の聴取等を経て、**内容変更や中止の勧告・命令**が可能。
- 指定業種であっても、一定の基準（免除基準）を遵守する**資産運用目的の投資**については、**事前届出義務を免除**、事後報告のみを求めつつ、免除基準を遵守させるための**勧告・命令**が可能。
- **指定業種以外への投資**については、**事後報告のみ**を求める。



指定業種

指定業種

- 武器
- 航空機（無人航空機を含む）
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

コア業種

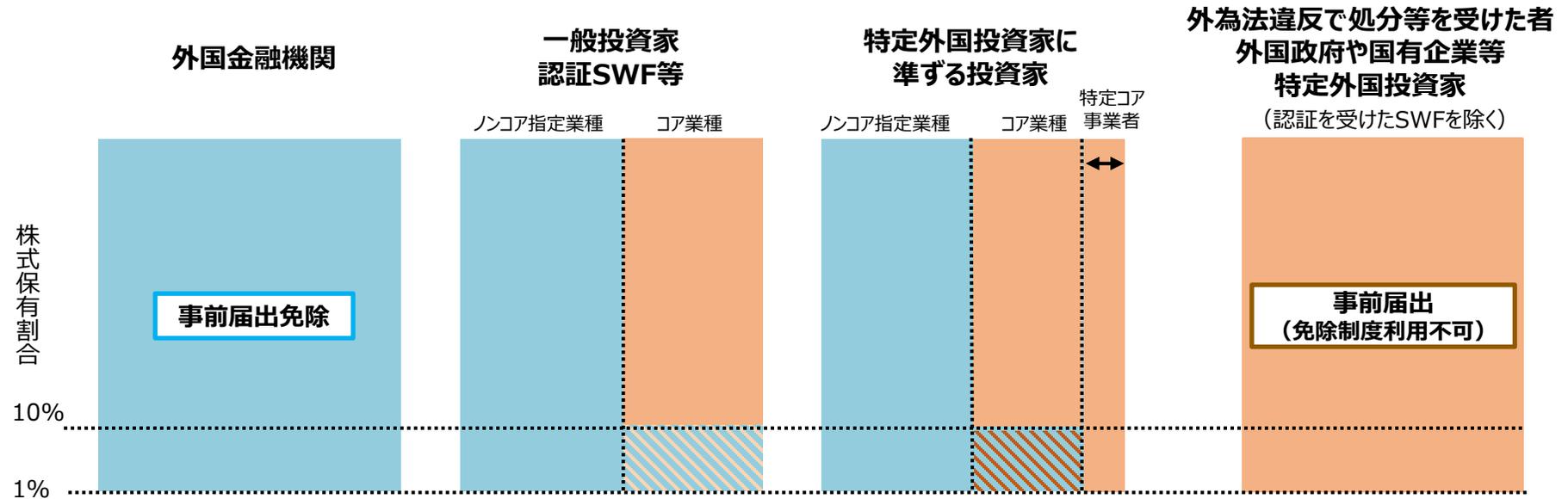
- 武器、航空機（無人航空機を含む）、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連（サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等）
- 電力業（一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部）
- ガス業（一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部）
- 通信業（電気通信事業者の一部）
- 上水道業（水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部）
- 鉄道業（鉄道事業者の一部）
- 石油業（石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業、天然ガス卸売業）

コア業種以外

- コア業種以外の
サイバーセキュリティ関連、電力業、ガス業、通信業、上水道業、鉄道業、石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

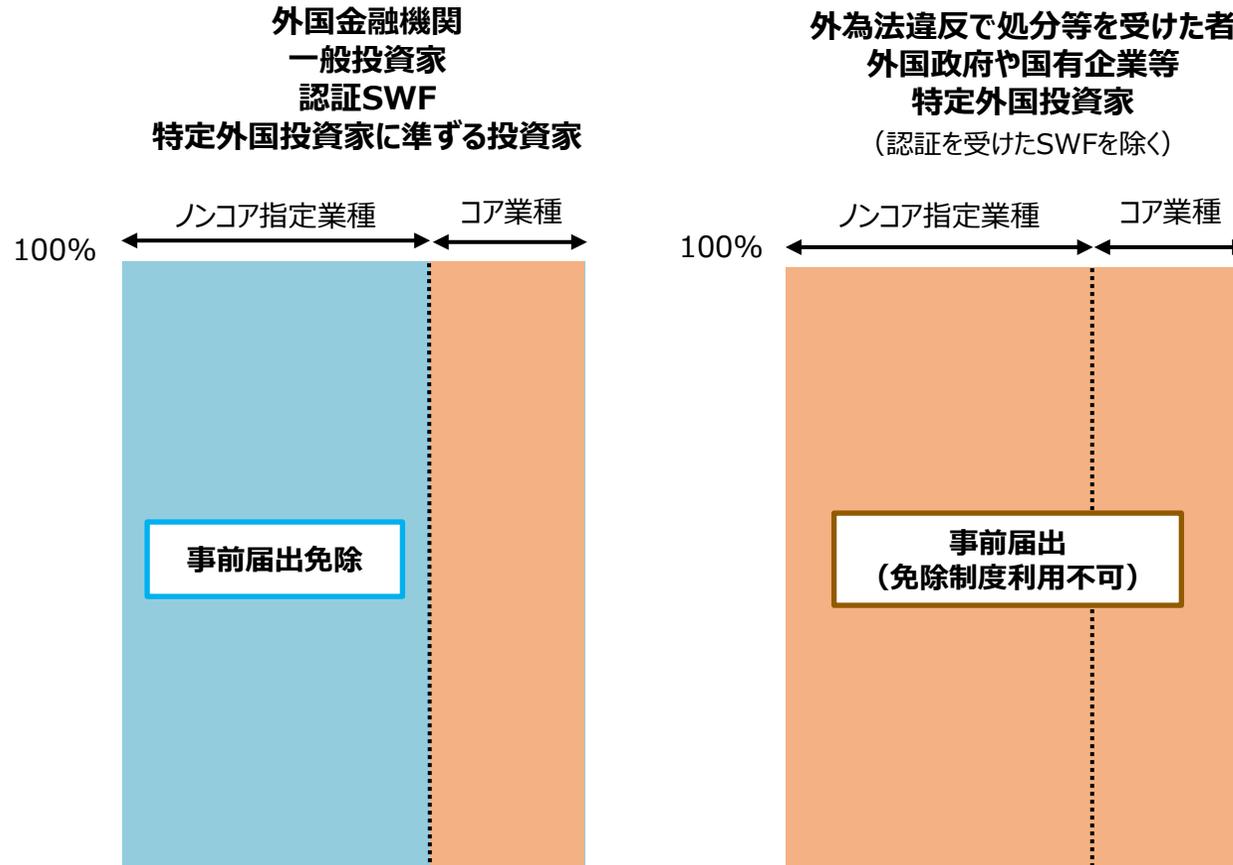
株式等取得時の事前届出免除制度（上場会社等の株式等）

- 上場会社等の株式・議決権や非上場会社の株式・持分の取得について、一定の基準を遵守する場合は事前届出が免除される。
- 遵守する基準については、外国投資家の属性や投資先の業種によって異なり、外国政府や国有企業等は事前届出免除制度を利用できない。



<p>免除基準</p>	<p>① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない</p>	
<p>上乘せ基準 (免除基準に加え遵守)</p>	<p>④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない</p>	
<p>更なる上乘せ基準 (免除基準・上乘せ基準に加え遵守)</p>	<p>⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない</p>	

株式等取得時の事前届出免除制度（非上場企業の株式等）



免除基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない 	
-------------	---	---

報告の徴求、無届出への対応

- 財務大臣及び事業所管大臣は、法律の目的を達成するために必要な限度において、**投資を行った外国投資家や関係人に対して、関連する事項についての報告を求め**ることができる。
- そのほか、特に事前届出の**無届が判明した場合**には、**外国投資家に対し、違反对象行為の概要や違反行為が発覚した経緯、管理体制及び違反理由、再発防止策等にかかる事案調査票の作成・提出を求め**、これをもとに報告徴求などを含む具体的な対応を実施。
- 無届事案の検知は、国の安全等にかかる技術情報の流出等を的確に防ぐ観点や、対内直接投資審査制度の適切な執行の確保の観点からも重要。近年、特に力を入れていることもあって、毎年一定の無届事案を検知。
- 制度の不知など悪質性の低いケースも存在することから、届出にあたり代理人となることが多い土業をはじめ、関連業界団体等への制度周知の取組みも実施。

報告徴求件数の推移

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
2件	1件	2件	1件	3件

近年の無届件数（当該年度に判明した、本来提出されるべきであった事前届出書・報告書の件数）の推移

2022年度	2023年度	2024年度
534件	1,184件	356件

届出者の国籍別事前届出件数（株式等取得、2024年度）

- 株式等の取得に関する届出は、**米国**や**英領ケイマン**、**シンガポール**の**外国投資家**からのものが多い。
- 非居住者個人や外国法人に議決権を50%以上保有されている日本の会社等も外国投資家として取り扱われているため、日本からの届出が最も多くなっている。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	62	439	501
米国	31	245	276
英領ケイマン	9	265	274
シンガポール	33	108	141
台湾	1	59	60
韓国	-	52	52
英国	-	45	45
香港	8	33	41
カナダ	14	20	34
オランダ	-	29	29
ドイツ	-	27	27
英領バージン	1	17	18
中国	-	16	16
ベトナム	-	14	14
フランス	1	12	13
その他	18	79	97
合計	178	1,460	1,638



日本国籍届出者の最終親会社等の
国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
米国	11	146	157
日本	32	47	79
英領ケイマン	3	55	58
シンガポール	-	39	39
韓国	3	10	13
香港	-	11	11
中国	-	10	10
ドイツ	-	7	7
その他	7	56	63
該当なし	6	58	64
合計	62	439	501

(注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。

(注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。

(注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。

各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合等	一定の数値による 閾値の定めなし 支配権や機微情報の 取得を伴う取引等に 限定	25%	10%	10% / 20%	3% / 10%	33% かつ一定規模以上の 企業が対象	1%
	対象となる事業	指定業種 輸出管理の対象とな る重要技術に限定	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
事後介入		義務的事前届出 対象以外についても、 審査・株式売却命 令等が可能	義務的事前届出 対象以外についても、 審査・株式売却命 令等が可能	義務的事前届出 対象については、 株式売却命令等が 可能	義務的事前届出 対象以外についても、 25%以上取得する 場合は、審査・株式 売却命令等が可能	義務的事前届出 対象については、 株式売却命令等が 可能	義務的事前届出 対象以外についても、 審査・株式売却命 令等が可能	義務的事前届出 対象以外についても、 免除制度利用者が 免除基準に違反し た場合には、株式売 却命令等が可能
義務的事前届出件数		342件 任意届出含む	753件	135件	261件	577件	6件	2,903件

(出所) 各国公表資料等を基に作成。

(注1) 義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。

(注2) 義務的事前届出件数については、各国の直近の公表データによる（米仏伊は2023年1月～12月、英加は2023年4月～2024年3月、独は2024年1月～12月、日は2024年4月～2025年3月）。

(注3) 加はnet benefit reviewの対象となる義務的事前申請（application）の件数。
このほか、投資実行後30日以内の届出が可能な届出類型（notification）が存在しており、この件数は1,195件。

2019（令和元）年外為法改正 附帯決議

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律に対する附帯決議

令和元年11月13日 衆議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している中、我が国の対内直接投資の事前届出審査制度の改善を図る本改正が、経済の健全な発展に資する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止し、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持に資するよう、事前届出制度の適切な実施に努めること。
- 二 事前届出審査の実効性を高めるため、関係省庁において定員の確保、機構の充実その他審査体制の強化を図るとともに、本改正で設けられた情報交換規定を適切に活用し、関係省庁間及び外国政府等との連携の強化に努めること。
- 三 我が国の経済成長や企業のコーポレートガバナンス強化、ベンチャー企業の発展に資する直接投資を一層促進するため、市場関係者に対し、事前届出免除制度の内容及び趣旨を広く周知するとともに、必要に応じ更なる投資促進策の検討を行うこと。
- 四 我が国の中小企業が有する国の安全等に関わる重要な技術の流出や事業の喪失を適切に防止できるよう、事前届出の審査の適切な実施に努めること。
- 五 事前届出制度の詳細を政令等で定めるに当たっては、委員会審査を通じて確認された本改正の立法趣旨を十分に踏まえるとともに、市場関係者に分かりやすいものとなるよう、幅広く丁寧に意見を聴取し、その内容を明確化すること。
- 六 安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努めるとともに、実効的かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律に対する附帯決議

令和元年11月21日 参議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している中、我が国の対内直接投資の事前届出審査制度の改善を図る本改正が、経済の健全な発展に資する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止し、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持に資するよう、事前届出制度の適切な実施に努めること。

- 二 事前届出審査の実効性を高めるため、関係省庁において定員の確保、機構の充実その他審査体制の強化を図るとともに、本改正で設けられた情報交換規定を適切に活用し、関係省庁間及び外国政府等との連携の強化に努めること。
- 三 我が国の経済成長や企業のコーポレートガバナンス強化、ベンチャー企業の発展に資する直接投資を一層促進するため、市場関係者に対し、事前届出免除制度の内容及び趣旨を広く周知するとともに、必要に応じ更なる投資促進策の検討を行うこと。
- 四 我が国の中小企業が有する国の安全等に関わる重要な技術の流出や事業の喪失を適切に防止できるよう、中小企業への配慮を行いつつ事前届出の審査の適切な実施に努めること。
- 五 事前届出制度の詳細を政令等で定めるに当たっては、委員会審査を通じて確認された本改正の立法趣旨を十分に踏まえるとともに、企業、市場関係者に分かりやすいものとなるよう、幅広く丁寧に意見を聴取し、その内容を明確化すること。
- 六 事前届出免除制度の適用については、投資家の外形的基準だけでなく、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止するとの法目的についても十分考慮すること。
- 七 安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努めるとともに、実効的かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。
- 八 本改正による影響を十分に検証するとともに、対内直接投資審査制度の運用に当たっては、投資促進や金融資本市場の活性化に反するものとならないよう配慮するほか、株主の権利行使や企業との対話を阻害することのないよう留意すること。
- 九 事前届出審査に当たっては、判断基準等を事前に公表するなど透明性の確保を図るとともに、ベンチャー企業等の資金調達に支障を来さないよう審査期間の更なる短縮化を検討すること。また、投資実施後のモニタリングを強化するなど規制の実効性を確保すること。
- 十 事後報告及び事前届出に係る手続については、外国投資家の投資意欲や機動的な投資判断を阻害することのないよう、報告手法の簡易化や報告頻度の軽減など事務負担の軽減に十分配慮すること。
- 十一 外国資本による土地購入が急速に拡大している現状に鑑み、安全保障、水源、鉱物資源保全等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるよう取り組むこと。